

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成23年10月24日

栃木県人事委員会委員長 平間 幸男

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、職員と民間の給与比較の結果、「職員の給与の特例に関する条例」による給料の5%減額措置がないものとした場合において、月例給について職員が民間を上回っていることが明らかになりました。そのため、月例給については、人事院勧告に準じて給料表の引下げ改定を行うこととしました。改定は、民間の給与水準を上回っている中高年齢層を対象として行うこととしています。一方、特別給（ボーナス）については、職員と民間の水準が均衡していることから、改定を行わないこととしました。

その他、給与構造改革に伴う経過措置額の廃止について、国や他県の動向等を注視しながら、引き続き検討を進めていく必要があると考えます。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、仕事と家庭生活の両立支援等の勤務環境の整備、人材の育成・活用及び高齢期の雇用問題に関する課題について報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に資するものであります。

職員においては、東日本大震災の災害復旧等の対応に日夜職務に奮闘している状況の下、年間給与が3年連続の引下げという厳しい内容の勧告となりましたが、常に全体の奉仕者として強い使命感を持ち、県民の期待と要請に応えられるよう、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県民生活の安定・向上に寄与していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。